

第十六回国会 農林委員會 會議錄 第十号

昭和二十八年六月二十六日(金曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事足立 篤郎君 理事綱島 正興君

理事平野 三郎君 理事金子與重郎君

理事足鹿 覺君 理事佐竹 新市君

理事安藤 覺君 理事佐々木盛雄君

小枝 一雄君 佐藤洋之助君

佐藤善一郎君 松野 頼三君

松岡 俊三君 加藤 高藏君

松山 義雄君 古屋 貞雄君

吉川 久衛君 川俣 清音君

稻富 稔人君 日野 吉夫君

出席政府委員

農林政務次官 篠田 弘作君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

農林事務官(農地局長) 平川 守君

委員外の出席者

農林事務官(農林經濟局長) 松岡 亮君

農林事務官(農地局長) 難波 理平君

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

專門員 藤井 信君

六月二十六日

委員川俣清音君辭任につき、その補

欠として日野吉夫君が議長の名で

委員に選任された。

六月二十五日

開拓融資保証法案(内閣提出第一〇

五号)(予)

第一類第九号 農林委員會會議錄第十号

昭和二十八年六月二十六日

第一類第九号 農林委員會會議錄第十号

昭和二十八年六月二十六日

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した事件

昭和二十八年四月及び五月における

凍害の被害農家に対する資金の融

通に関する特別措置法案(内閣提出

第八七号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第八八号)

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍

隊の行為による特別損失の補償に關

する法律案(内閣提出第四二二号)に關

いたしました。しかして二十項目に近

い質をいたしたのでありますが、そ

のうち特別調達官等からの答弁に

よつて大體了承をした点もございま

すので、これを本委員会において御

決議を願ひ、修正事項と附帯決議事

項の二項目にわけまして、本委員会に

御決定を願ひ、ただちに水産委員

会に申入れをいたしていただきたいと

存するのでございまして、その案文につ

きましては、朗讀申し上げて、御説明

にいかたいと存じます。

日本国に駐留するアメリカ合衆

国軍隊の行為による特別損失の

補償に関する法律案に關する件

農林委員會は昨二十五日、貴水産

委員會との連合審査の結果右法律案

の内容並びに其の運用方針に就いて

少なからず是正の必要があること

を認めるに至つた。よつて本委員会

は、成立後の本法が農業生産並びに

農民の福祉の上に与える影響の重大

なるにかんがみ、今後政府をして特

別損失の適正なる補償を実施せしめ

るため、本法法律案に關し、別紙の如

き意見を申し入れる。

一、本案を左の如く修正せられた

い。

(一) 日米安全保障条約締結後にお

けるアメリカ合衆国軍隊の行為

による特別損失は、これをすべ

て本法により補償することを確

定ならしむるため、本法を同条

約発効時に溯及して適用する

こと。

(二) 補償すべき損失の有無に關す

る異議の申立に關し、内閣總理

大臣が決定した後の救済方法に

就いての政府側の解釈には疑義

がある。よつて法の運用に万全

を期するため、訴の提起を確実

ならしむるようこれを法文中に

明記すること。

(三) は案文を整理して、あとで申し上

げます。

(四) 補償金の税法上の取扱ひにつ

いては、これを現金所得とみる

ことなくその性質上、非課税と

するよう追加修正すること。

以上が修正事項に対する本委員会

の態度であります。

次に附帯決議事項について申し上げ

ます。

二、左記事項については、附帯決議

を附する等適當なる方法により政

府の善処方を要望せられたい。

(一) 防風林等を伐採したために生

じた損失の如きは、数十年間に

亘つて継続する性質のものであ

るから、損失の回復するまで完

全に補償し、いやしくも途中に

おいて打ち切り又は削減等のこ

のないうちを注意すること。

(二) 駐留軍の行為により、農業振

興計画、造林計画等に挫折を來

し、食糧の増産、農家經濟の安

定向上を阻害するに至つた場

合、将来に對して確実な期待し

うべかりし利益はこれを別途の

方法をもつて実現しうるよう行

政上最善の努力を払うこと。

(三) 駐留軍の行為が精神的打撃を

与え、生産意欲を喪失せしめた

場合に生ずることあるべき損失

に關し、本法により救済するこ

とを得ざるものに就いては、見

無金制度その他の活用により遺

憾なきを期すること。

(四) 国連軍の行為による特別損失

の補償に就いては、本法に準じ

行政的措置をもつて完遂を期す

ること。

(五) 損失の調査、補償金の交付に

ついては、迅速的確を期し、且

つ補償金額について予算上の制

約等によりいやしくも削減裁

減、補償繰延べ、若しくは補償

停止等のことがないよう、各省

間の緊密な協力關係を確立する

こと。

昭和二十八年六月二十六日

農林委員長 井出一太郎

水産委員長 田口長治郎殿

以上が申入れ書の全文でございます。

つきましては、先刻冒頭にちよつと

申し述べましたように、修正事項につ

きまして、(一)及び(二)につきましては水

産委員会におきましても相当質疑が多

く、論議が行われておりまして、おそ

らくわれ／＼との意見の一致を見るこ

とと存じます。従つてこの点は必ず実

現するものと私も信じます。

次の(三)の問題につきましては、今案

文

文

文

文

文

文

文

文を整理してさらに説明を申し上げます。

例の補償金の税法上の取扱について、過去における税額から算出して所得を算出し、その所得に対して補償を与えるという事になっております。しかるに昨日の答弁によりまして、この所得を所得とみなして課税の対象にするということが明らかになつております。このような事案に対して、補償金にさらに所得税をかけるがごときことは、まことに不當なもので、この点を第四点としてわれわれは主張したいのであります。

附帯決議の一項につきましては、たとえ九州芦屋の飛行場のごときは防風林を伐採し、そのあとに数十メートル下つたところに造林をいたしておりますが、これが成長する間というものには相当の期間を要し、その間に相当長年月にわたる損失が継続するのであります。これらのものが時代の変遷に従つて補償の切りあるいは削減等のないように、特に農耕地等に對するわれわれの意向をここにまとめたものでございませう。

二の農業振興計画、造林計画等の計画が駐留軍の施設あるいは行為によつて挫折を招来する、こういう期待利益に對しては、何ら本法には規定してありませんが、農林関係としては最も重大な点であると思ひまして取上げたわけでありませう。

三の駐留軍の行為が精神的に打撃を与えて、農民の生産意欲を著しく喪失せしめるというようなことにつきましては、何らこれにありません。昨日の特別調達庁長官の答弁等においても、

まだ明確を欠いておりますので、見舞金等の制度をつくつて運営上において遺憾なきを期して参りたいということでありませう。

四の国連軍の行為による特別損失補償は本法では取上げてありません。しかるに日本には現在アメリカ駐留軍のほかに、国連軍が現実に駐留をし、これによる直接間接の損失等も発生しておるにもかかわらず、国連軍の行為等についての措置が講じてないことは、法の不完備を示しておるものでありますので、もしこれを法で取上げられぬとするならば、行政的措置をもつて、これが完璧を期することが当然であらうとわれわれは考えたからであります。

五の損失の調査、補償金の交付等について迅速的確を期せよということについては、中央に審査会が現在できておるものであります。これは数年前でできたものであり、必ずしも農村方面の意向が迅速的確に反映するとは考えられませう。将来不幸な事態ではございますが、駐留軍等による損失は今後も増大することをわれわれは残念ながら認めなければならぬので、この点につきましても、もとと審査会の構成メンバーあるいはその運営等が的確迅速に行くべき点を考え、また補償金額については、昨日の答弁によりまして、追加算等の場合もあり得るということと言つておりますが、從來の事例から見まして、ややもすれば予算上の制約に藉口して、削減払いあるいは補償の繰延べ等、被害農民に非常な迷惑を及ぼしておる事実等もございませう。これらの点について迅速的確なる措置を講ずることを適当と認め

まして、ここに取上げた次第でございませう。それでは修正事項の第三項を朗讀いたします。

(一) 第一条第一項第三号の政令事項は、其の委任の範囲は余りにも広きに過ぎるものである。仍つて少くも調達庁長官が委員会席上発表した項目を中心とし、少くも左記のものについては、これを法文中に列挙するよう追加修正すること。

1 海面（河川、湖沼及び海浜を含む）における艦船、船舶、飛行艇の使用及び水中における障害物の遺棄

2 堤防、林道、水源、用水施設、排水施設、防災施設「タメイケ」又は魚付林の除去、損壊、新設、変更又は利用阻害

3 水量の変更又は水質を汚濁する薬品、石油類の使用

4 火薬類並びに爆発性を有する危険物の保管及び使用

5 進入表面、転移表面の附近に存する建築物に近接した航空機の発着

6 學術研究を阻害する航空機、戦車等軍車輛の操縦及び射撃、砲撃

7 自動車道の使用

以上であります。この三項につきましては、御存じのようにあの法案はきわめて簡単な法案でありまして、その重要な部分はずべて政令に委任をされております。しかも今読み上げましたごく、その内容は明らかかなものであり、当然これらは政令に委任することなくして、本法に明確に規定し、運用

の全きを期することが妥当であると私もは考えた次第でございませう。以上で大体案文並びにこれにつきまする説明を終りたいと存じます。

○井出委員長 ただいまの申入れ事項に關して御意見があれば発言を許します。——御意見がなければ、これより採決いたします。

先ほどの足鹿君の御発言通り、水産委員会に意見を申し入れることに御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めます。なお字句等の整理については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後三時十四分開議

○井出委員長 午前中に引続き會議を開きます。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法案、農林金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、質疑を継続いたします。

質疑の通告があります。通告順にこれを許します。日野吉夫君。

○日野委員 ただいま提出されておりますこの法律の内容を見ますと、凍霜害に對する融資であるということ、内容は「償還期限二年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十八年九月三十日まで貸し付けるもの」をいふ。こういうふうに規定してあります

が、同じ農林省の管轄で、昨年の十二月二十九日に国会を通り、そして現実に融資をしておるところの、オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法、こういうのが出ておるのであります。この法律によりまして、償還期限が五箇年、利率は規定してありませんが、損失補償を契約した金融機関から融資されたものの利子の五分を補給する。それから損失の補償は政府が三割、府県がもし百分の三十を下らない額を補償した場合は、政府がさらに二割を補給する、そういうことです。損失補償が八割になつておるのであります。この法律との均衡上はなほだしい懸隔があると思ふ。同一省内で扱ふ災害の融資に、一方にはそういう条件のいいもの、一方にはこういう低い苛酷な条件でもつて融資しておる。この二つのものが並立していて、もしこれが農民諸君から今度の災害に對して——過般のいふ——の大会やそうしたもので各党の代表等も呼ばれて、そこに賛意を表しておるのであります。そういうことでもつと高度の要求が来た場合、農林省としてこれでもいいのか、これにまだ若干考慮を加える余地があるのかどうか、その点をまず伺つておきたい。

○小倉政府委員 お尋ねのようにオホーツク海の暴風浪によります漁業災害の復旧資金につきましては五分の利子補給になつております。また償還期限も五年といつたようなことになつております。今度の凍霜害の當農資金の融資とはそこに国の取扱ひ方が違ふことになつておるのであります。この理由をいたしまして考えますことは、

オホーツク海の場合は施設ということになつておりました、共同施設だけではありませんけれども、とにかく漁業者の漁船なり漁具なりその他重要な生産手段でありますところの施設に対する復旧の融資でございます。このたびの農業資金は文字通り生産手段である、施設に対する資金の供給でございます。従いましてそこに利率なり償還期限についての違いが出て来て参つておるのであります。さうな事情でございます。表面利率、年限が違つて参つておりますけれども、実情から申しますと、さうな違いがある方が妥当ではないかと思つております。

なお五分の補給でございますが、農業資金の場合も、これは国と県——地方自治体を合せて五分の補給に相なるわけでありまして、従いましてお尋ねの趣旨はおそらく国が全部補給したらどうかということに相なるかと思つてございしますが、その点について考へてみますと、漁業の場合はこれは農業の場合と比較しまして、同じ県、同じ村をとりましても、どうしても一部分に偏するおそれがございます。小さな地方団体に負担させるということについては無理がありはしないか。ところが農業の場合におきましては、多くの場合、特に今回の凍霜害のような場合には、おきましては、大きな村にいてはほとんど金村に近いような損害でありまして、村当局といつたしましては非常にそこに大きな関心があつて、災害農家をまづ子扱いにするようなことがないやうにと願うわけでありまして、また地方団体としても、若干の助成をするということがよろしかろう。

か、われ／＼はそう考へております。過般のオホーツク海の場合は、御承知のように各党が超党派でやつた。それでこの法案が衆議院の本案議を通りまして、各県はこれを見越しましてただちに漁信連等に府県の金を預託して、被災漁民を救済したということによつて、非常にすみやかに漁民の手に金が渡つた。そうしてあと融資によつて借り入れたときこれを返済してもらつた。こういうことになりまして、府県、市町村等においても非常に喜んで迅速にやることになりました。災害対策というものは過般もいろ／＼問題になりましたが、御承知のように其の給付のやうなものも非常に遅れまして、その復旧の間に合わないという場合が非常に多いので、私たちの考へからするならば、府県あるいは市町村の貧弱なものにあまり経済的な負担を負わせるやうな法律をつくられることは、対策としてはきつめて不適當ではないかと考へるものでございしますが、これに対して農林当局の見解をもう一度承りたいと思ひます。

○小倉政府委員 漁業災害についてのお尋ねでございますが、もちろん漁業災害においても施設ばかりではなくして、農業で申しますれば農産物に相当するやうな災害があることはもちろんお説の通りであると存じます。私の申し上げたのは、オホーツク海の漁業資金に関する特別措置法で融資の対象になつておるのは施設ということになつておるといふことを申し上げたのであります。もちろん実情といつたしましては、施設ということと融資をしたものが漁業を営むための資金に相当するやうなものに日常使われていやすいか

ということでありまして、あるいはそういうこともあるかもしれないと思ひますけれども、法律制度の建前としては、あくまでも施設に融資をするこゝになつておりますので、今回のこの資金は、あくまでも施設でなくて経営資金といふふうになつておる点が違つたといふことを申し上げたのであります。

な町村あるいは府県に対する負担の問題でございますが、これは御承知の通り、できるだけさういふ負担が少い方が望ましいことは申すまでもないこととあります。ただこの農業災害につきましては、各般の災害がございまして、農地に対する災害あるいは作物に対する災害もあります。あるいは共同施設に対する災害もいろ／＼あります。基本的な施設であればあるほど国ができるだけ多くの助成をするといふことは当然やるべきことだと思ひます。農作物につきましては、これは短期間の資金でございまして、またこの回収ということも、平年作が続くならば容易にできるということでございます。そので、地方自治体ないし府県の財政から見ましても、そこに若干の助成をするということが認められはしないかといふのがこの提出法案の趣旨としていふところでありまして。

○日野委員 これは見解の相違と申しましようか、われ／＼はあまり負担を負わせない方式をとりたと思ひます。これはいろいろ意見のわかれるところでありましてやむを得ないといひまして、この利子の規定ですが、六分五厘以内の条件で融資した場合にこれが適用されるのであります。そういうことになりましたと、農林中金以外に利用し得る金融機関は現実

にはないということになります。そう解釈してよろしうございしますか。

○小倉政府委員 この資金を貸し出す先の融資機関の問題でございますが、これはこの法律にもございまして、先、農林中央金庫のほかは他の金融機関も考へております。それは地方銀行であります。地方銀行といふやうなものも府県との関係におきまして、一般的にはあるいはむずかしからうと思ひますが、地方銀行が中金等にかわりまして融資をするということも考へられると思つております。

○日野委員 前のオホーツク海の方の法律で行きますと、金融機関には制限を加えないので、金融機関は、政府と契約を結んだ機関であればどれでもいいということになつて、その点は非常にゆるく出ているのですが、さういふふうには制限をしますと、これは農林中金だけに押えられて、農林中金と何らかの取引があつて、農林中金を利用できないものは、現実にはこの法律の適用を受け得ないことになりまして、これらの点の何かの救済を考へておられるでしようか。

○小倉政府委員 これはもちろんお尋ねのやうな場合があるやうかと思ひます。農業協同組合だけに限定したものでは、資金の融通の円滑を欠きはしないかといふおそれがあるやうかと思ひます。この法律は協同組合に限らずに、他の金融機関、たとえば地方銀行といふことも予定をいたしておるのであります。従いまして都道府県が地方銀行と契約をいたしまして一応金融をするということがあります場合に、

政府はそれに対してやはり二分の一の助成をするという措置を講ずるのであります。

○日野委員 これは凍霜害対策委員会
等で一応意見の一致を見て、融資をし

なければならぬということにきまつて立法されたものと思うのであります。が、私たちの方でもこれにつきましては、オホーツク海の例をとり、やや改正いたしました。もつと知能的な一つ

の案を用意しておるのでありますが、非常にきゆうくつな、むしろ不合理な

点さえるのでありまして、これは、今つくられております凍籍害対策委員会と各党超党派のな会合からの要求等と照し合せまして、もし救済できるものがあれば、これに対して若干そ

の修正等をする用意が、ありでしようか。同時に、この法律が通れば、今まで熾烈に要求されております風水害の対策等もまた講ぜられなければなりませんけれども、これと同様の風水害に

対する融資の法律も次におつくりになるお考えでしょうか、どうでしょうか。

○篠田政府委員　ただいまのお尋ねであります。予算の関係があまりまし

て、こちらから修正をするというよう
な考えはありません。但し国会のこ
とでありますから、多数をもつて修正
された場合には、これはやむを得ない
と思います。

○日野委員 次に風水害の対策も同様の趣旨のものをおつくりになるお考えかどうか

○篠田政府委員 風水害も目下同様の考え方を持ってやっております。

○日野委員 予算の関係があると言われるのですが、予算の操作がつけばよ

ろしいわけですね。これは融資法です。から予算はきわめて少い。利子補給で済むものと考えられるのでありまし

て、予算の操作ができればよろしいと承つてよろしゅうございますか。

○**逋田政府委員** もちろん利子補給の
予算というものが拡大された場合にお
いては、さしつかえないと思います。
○**吉川（久）委員** 私は本法律案につ
いて簡単に数点お尋ねをしておきたい
とします。

思います。第一は、償還期限を二箇年
 といたしてございますが、私は果樹と
 開拓についてはこの期間が適當でない
 と思います。果樹の場合は、本年すで
 に春施肥済みでありまして、そこへ果

実がみなだめになってしまった。従つてその肥効が葉や莖に及びますと徒長枝のみ伸びて、結果枝ができません。そのために翌年度も非常な減収になるということが予測できるわけでありま

す。それを二箇年間の期間で償還させることは私は不可能ではないかと思うので、果樹については二箇年の年限は適当でない。開拓の場合も、あの非営に悪条件の中でやつております開拓に

ついでに、これまた私は二箇年間というような短期の償還期限では、不可能をしいるようなものではないかと思う。なるほどそのまぎわまで行つてでない場合には、そのときにまた措置

をとるというような考え方もあろうと
思いますが、しかしあらかじめ
予測できるようなこういう問題につ
いて、法律を制定するにあたって、さ
うな不見識な扱いをしたくないとい

考え方から、私は果樹と開拓に對しては、少くとも三年以上の償還期限を考へなければいけない、こういうように思います、政府はどういうようにお

考へになりますか。

○篠田政府委員 償還年限の二箇年が短か過ぎる、開拓あるいは果樹の間題

についても少し延ばしたらどうかという御意見、これはわれくもごもつ

とも思いますが、大体二箇年という年限をきめますときに、農家の現金収入というものを見合せまして、この状態であれば二箇年で大体償還し得るのじゃないかということで、二箇年とい

う年限をきめたのであります。そういう意味できめたのでありますが、ただいまおつしやつた通り、二箇年たつても返せないという場合には、さらに延長ということは考えられると思ひます。

す。ただし、ある程度の基礎のもとに出した二箇年という数字でありま
すから、二箇年で返せないのじやない
かという見込みあるいは仮定のもと
に、さらにここ二で延長するというふう

には考えておらないのであります。
○吉川(久)委員 政府当局は私には非常に見識だと思ふのです。そのときになつて適當な措置をとるといふようなことは、予見できない問題についてけ

私はやむを得ないと思いますが、今日予見ができるようなこういう具体的な問題に対して、二箇年という期限は私には非常に適当でないと思うのです。むしろただいまこれを修正しておくべき

であると考え。しかもその二箇年というのが机の上の作業であつて、現実をよく御存じない方の立案であると思うのです、なぜかと申しますと、次に何う点に関連を持つのでございますが、

提案理由の説明に、樹勢の回復のために肥料代金云々とございます。桑やお茶の場合には樹勢の回復ということでは、速効肥料の代金をめんどろを見てやる

ということが必要でしよう。しかしながら果樹の場合には、この上速効肥料をやつて樹勢回復をやつたならば徒長

て、そうして来年度の結果校ができなつて、そうして来年度の減産をまゐいことになるので、来年度の減産をますます助長するようなそういう考え方はおそろくなつていけないのです。そう

いう考え方の上に立つて二箇年という
ような償還期限をつくたということ
は、机の上の現実を離れた空論なん
です。こういう考え方でやりになる
から、二箇年という妥当ならざる期

付するので、これは修正しなくてはなら
りません。そこで果樹の場合は樹勢回
復に肥料のめんどろを見てやるという
のではなくて、むしろ緑肥の種子など
のせわをして、そうして春やつたとこ

るのあの肥料を緑肥等によつて吸い
らせておいて、来春になつてこの刈り
とつておいた緑肥をあらためて来春蒔
肥するという措置をとらなければ、私
は適當でないのではないかと思う。こ

ういう現象をお考えなきて、これに
すみやかにかえなければならぬと思
います。果樹園に対処するところの緑
肥種子等に対してはどういうようなお
考え方を持っておりますか。

○篠田政府委員　ただいまの緑肥の資金といえますかそれはこの中に含まれるのか。――

ています。この中からそれに向けることができるというふうになっております。それから開拓者資金の問題であります。昭和二十八年度の予算案が、三分六厘五毛のものが十六億円あります。そのうち、開拓者資金は、

ります。そのうち農家あるいは家畜に
向けるいわゆる現金給与というものが
六億ばかりありまして、十億だけが現
金で開拓者の資金に向けられるようにな
つていくわけであります。ところが

これは昭和二十六年七月年度に三年間に入植した人々に向けられることになつておりますので、それ以前に入つた人にはこれは適用されないことになつてゐるわけであります。

（吉川）參照を要すると果樹にやする樹勢回復の肥料とはどういうものを意味するのか、それが一点。それから次にこの融資のわくを府県ごとに定めるのかどうであるか。それから農林

おさらでございしますが、開拓者に対しては融資をしたがらないのです。開拓者に対しては非常に危険視して、ままた子扱いにして貸したがりません。そういう

回復は容易でないと思う。そこで政変はもう少しあたたかい配慮があつてしかるべきだと思ふ。そのあたたかい配慮とはどんなことかと申しますと、閣下等に対する二通りの資金のつくりかたを

えになつておいでになるのかどうか。なつていなければそれはやらなければならぬと思ふのでございませうが、おやりになる御意見があるかどうか。

○小倉政府委員 府県別のわくの問題でございませうが、これは特に融資でもございませうが、農林省から一方的にわくをつくるという事はいたしたくないつもりであります。特に桑、茶あるいは果樹、こういった作物別にやるという事になりますとよい実情に沿わない愛いがあるもので、そういう作物別のわくという事はたゞいまのところ考へておらないのでございませう。それから開拓者に対する本資金融通の問題でございませうが、これはたとへば農林省におきまして二十億の一部を県別に開拓者のわくという事にきめましても、必ずしも中央においては確に開拓者に行くというふうには期待したいのでございませう。農林中金から開拓者の連盟といったような開拓者の団体に流すという方法がこれはないかという事を今考慮中でありませう。

○吉川(久)委員 最初にお尋ねした果樹の場合の樹勢回復の肥料というのはどういふ意味のものなのか、それに対するお答えがない。それから二十億の中で開拓関係のわくをつくれないうものなのかどうか。これをもう一べん……

○小倉政府委員 お尋ねの果樹の肥料代のごときでございますが、これは公庫の業務としての特例の点に關連する御質問だと思ふのでありますが、「その他政令で定める農作物」というのはお話の果樹に當つておりました、この果樹につきまして、お話のようないろい

ろな窒素質肥料を加えるということ、かえつてむしろ弊害があるというやうなこともございませう。ただたとえば石灰窒素といったやうな肥料が果樹について特別の効用がある、こういった場合を実は予想いたしておりました、例外的と申しますと語弊がございませうが、そういう趣旨で入れておるわけにございませう。

それから開拓者の資金につきましてわくをつくるという事も、これは十分考へなくちやならぬ問題でございませうが、實際問題といたしますと、開拓地は麦が多いというふうな思ふのでございませうけれども、今回の二十億のわくの中の積算の基礎を見ますと、麦は比較的少いことになつておるのでございませう。そこらだけ出すということもいかにがかと存じますし、それからまた開拓者の資金が県別に一体どのくらいいるかという確な資料が県から参つておらない実情でございませう。そこで農林省でもつて無理にそのわくをつくりましても、かえつて実情に沿わないといううらみもございませうが、県別にそういう的確なわくがございませうな数字がございませうれば、もちろんある程度わくをつくるという事を考慮してよろしいと思ひます。

○吉川(久)委員 最後に開拓者に対する利子補給の問題であります。これは普通の農民と同じやうな考へ方でございませうが、開拓者に対しては、あの開拓者資金融通法によるやうな三分六厘五毛ですか、あいつたやうな特別の考へをすべきだと思ひます。一割一分五厘の中で、県が二分五厘持ち、それからその余は国が持つ。そうすると合せて幾らになります

か、開拓者に対しては三分六厘五毛になるやうなそういう利子補給、開拓者に対してはそういう特別の取扱ひをすべきだと思ひますが、なぜ一般の場合と同じやうな取扱ひをなさつたのか、そういう問題を考へにならなかつたのかどうか、その辺のいきさつを伺いたいと思ひます。

○篠田政府委員 三分六厘五毛というのは、この法律ができたときの国債の利子に當てはまるのでありまして、これは特別な関係であります。今日の国債の利子は五分五厘であります。そういう関係で三分六厘五毛という利子は特殊な利子ということになつております。そこで今度のような場合には、結局一般的なものにおきましては、開拓者はそういう利子によつて資金の融通を受けることができるのであります。これは特殊なものであります。それから、今回のやうな一般的な災害につきましては、一般の利子によつてやる、こういう考へ方でありませう。

○吉川(久)委員 開拓者は、その開拓者の特別の融資の法律ができる當時も特別扱いをしなればならないということ、そういう低利の措置を講じてあるのです。だから今回の場合もほとんど一本立ちができないやうな不安定な状態にある開拓者に対しては、やはり特別の考へ方を持つのが私は妥当だと思ひます。それを一般の場合と同じやうな取扱ひをしていたら、今までつぎ込んだところの国の資金も、これは元も子もなくなつてしまふやうな事態が起ることを私は恐れるのです。そういう大きな国の経済的な立場から考へても、この際開拓者に特別な取扱ひをするということが考へられなければ

ならないと思ひますが、その点はどうなんですか。

○篠田政府委員 お話の通り、御指摘の点はわれ／＼もよくわかりませう。またわれ／＼もぜひそういうふうにしなうという気持はありますけれども、これは入植後三年間ということに限つて三分六厘五毛の利子の金を融通することになつておるわけでありませう。三年以後については開拓者といへども三分六厘五毛の利子は使えない。そういう段階がありますから、今回のやうな場合にございませうが、今回のやうな場合につぎましては、そういうふうにしてあげたいという気持はありますけれども、大体三年間たてば、一般の農民と同じ待遇をしていんじやないか。そういう建前で三年たてば開拓者といへども今いつたやうな利子が使えないことになつておる。そこで今度のやうな場合におきましても、そういう考へ方で一般と同様に扱つたわけでありませう。

○吉川(久)委員 普通の農家は何百年かかつて今日の一人前の農家になつておるのですか。開拓者は三年で一人前の農家になれるというやうな、そういう冷たい考へ方ではとても救われないうです。あなたは開拓地のことをよく御存じのはずです。だからもう少し開拓者についてあたためたい思ひやうを、今後施策の上に現わしてもらいたい、これを要望しておきます。

○古屋(貞)委員 今御答弁になつた三年という規定はないはずなんです。それから資材に制限されておるのだから、もう買ひ入れる品物、いわゆる資材等きちんと制限されておるし、三年の規定という事はないはずなんです。これは運営に弾力性を持たせて、

広義に解釈して運営するかしないかでばくはできると思ふ。その点どうなんですか。

○篠田政府委員 規定はなるほどないのでありますけれども、予算の建前が三年間ということになつておるわけでありませう。

○古屋(貞)委員 私は予算の建前はさうなつていないと思ひます。つまり今のような特別の援助の意味で、その意味はよくわかりませうが、三年というやうに切つて厳格に解釈をするというのなら規定がなければならぬ。そういう規定はないはずなんです。規定があるかどうか、その点の弾力性が持つてゐるかどうか。

○篠田政府委員 大蔵省との話合ひが三年ということになつておりました。自作農資金なども実は公債の利子と同じやうに、五分五厘に改められたという関係がございまして、この問題も実はこのわくを拡大するというよりも、むしろ五分五厘に改めようという考への方が強いのです。但し前からこういうふうになつておりましたから、入植三年間はこういうふうにするということになつておるので、現在の利子の一般原則から申しますと、そういう利子というものはどこにもないわけでありませう。現在の利子の五分五厘に改めようという意向が非常に強いのであります。従つてこの問題はあまりこれがやましくなるといふと、そういう特殊な利子というものはどこにもない。一般利子の原則に當てはめて、最低の利子をやるという問題がかえつて起つて来るといふやうに考へておられます。

○古屋(貞)委員 今の、特別の安い利息で金を貸すということは、金の使途

について規定上制限があるはずで、規定に制限がありますから、今回の場合には適用されないと思うのです。それが一つ、私は、今御答弁になったようなことは、開拓民に対しては全然できないと思うのです。ですから、別に開拓農民の被害については、政府がお考えになつて、別に予算をとつてやる方針があるかどうか、そういうほかには道はないと思ふのです。いかに御答弁をされても……この開拓者資金通法によりまして、今御答弁になつたようなことはできないと思ふのです。だから別に前会に政務次官から御答弁があつたように、特に開拓農民の被害者については援助する気持があるというならば、別に新たな予算措置とお考えの処置をしなければ、ほかの被害者と全然同じような補助政策よりできないと思ふのです。それができないかということ、できないとすれば、別に方法をお講じになつていただけるかどうか、この二つの御答弁を願いたいと思ひます。

○農田政府委員 今のところその通りであります。

○稲富委員 関連ですが、先刻吉川委員の質問に對しまして、ちよつと農林次官に聞きたいのです。期限二箇年間の問題でございしますが、もしも二箇年間で返済のできない場合には適當なる処置をとるといふ御説明があつたのであります。適當なる処置とは、どうあるか、政府の御方針を承りたいのであります。

○農田政府委員 適當なる処置という意味は、そのときになつて延ばすという意味であります。

○稲富委員 それでは政府としても、二箇年間は無理だ、延ばさなければならぬような場合があるだろうということ、予期しておられるわけでありませうか。

○農田政府委員 全部二箇年間で延ばせないというふうには考へておられないのでございませう。いわゆる農家の現金収入の度合いと見合ひまして、現在のところ大部分の人は二箇年間でいいというふうな考へてゐるわけでありませう。しかしながらもちろんその中には二箇年間で返せない人も出るといふことは、當然予想できることであります。従つてそういう人に対しては、そのときにおいて考慮するといふ意味でございませう。

○稲富委員 われ／＼の考へ方は、二箇年間で無理があると思ふのです。適當な処置をとられるというならば、おそらく適當な処置をとる分が多くなつて来るのではないか。こういうよう

なことを法律化する場合には、適當な処置をとるといふような含みがあつて法律化するといふことは、立法の精神に反すると思ふ。當然適當な処置をとらなければならぬような分があるならば、二箇年間で延長して立法化して行く、こういうことが妥協と思ふのです。これに對してどうお考へでございませうか。

○農田政府委員 ちよつと済みませんが、今参議院の方で法案を上程してゐるんですが、すぐ来ますから……

○井出委員長 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、御質疑はありますか。――別に御質疑がなければ、この際暫時休憩いたしまして、懇談を行うことにいたします。

午後四時五十分休憩

午後四時三十分分開議

○井出委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

本日は都合によりましてこれをもつて散會いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時三十二分散會

〔参照〕

昭和二十八年六月二十六日

農林委員長 井出 一太郎

水産委員長 田口長治郎殿

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律案に關する件

農林委員會は昨二十五日、貴水産

委員會との連合審査の結果右法律案の内容並びに其の運用方針について少なからず是正の必要があることを認めるに至つた。よつて本委員會は、成立後の本法が農業生産並びに農民の福祉の上に与える影響の重大なるに堪がみ、今後政府をして特別損失の適正なる補償を実施せしめるため、本法法律案に關し、別紙の如き意見を申し入れる。

一、本案を左の如く修正せられたい。

(一) 日米安全保障条約締結後におけるアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失は、これをすべて本法により補償することを確定ならしむるため、本法を同条約発効時に適及して適用するよう付則第一項を修正すること。

(二) 補償すべき損失の有無に關する異議の申立に關し、内閣總理大臣が決定した後の救済方法に關する政府側の解釈には疑義がある。よつて法の運用に万全を期するため、訴の提起を確定ならしむるようこれを法文中に明記すること。

(三) 第一条第一項第三号の政令事項は、其の委任の範囲は余りにも広きに過ぎるものである。よつて少くも調達庁長官が委員會席上發表した項目を中心とし、少くも左記のものについては、これを法文中に列挙するよう追加修正すること。

1 海面(河川、湖沼及び海浜を含む)における艦船、舟艇、飛行艇の使用及び水中における障害物の遺棄

2 農地、林野、牧野、堤防、林道、農道、水源、用水施設、排水施設、防災施設、溜池又は魚付林の除去、損壊、新設、変更又は利用阻害

3 水量の変更又は水質を汚濁する薬品、石油類の使用

4 火薬類並びに爆発性を有する危険物の保管及び使用

5 進入表面、転移表面の附近に存する建築物に近接した航空機の発着

6 學術研究を阻害する航空機、戦車等軍車輛の操縦及び射撃、砲撃

7 自動車道の使用

(四) 補償金の税法上の取扱ひについては、これを現金所得とみることもなくその性質上、非課税とするよう追加修正すること。

二、左記事項については、附帯決議を附する等適當なる方法により政府の善処方を要望せられたい。

(一) 防風林等を伐採したために生じた損失の如きは、数十年間に亘つて継続する性質のものであるから、損失の回復するまで完全に補償し、いやくも途中において打ち切り又は削減等のことのないよう注意すること。

(二) 駐留軍の行為により、農業振興計画、造林計画等に挫折を來し、食糧の増産、農家經濟の安定向上を阻害するに至つた場

合、将来に対して確實に期待しうべかりし利益はこれを別途の方法をもつて実現しうるよう行政上最善の努力を払うこと。

(四) 駐留軍の行為が精神的打撃を与え、生産意欲を喪失せしめた場合に生ずることあるべき損失に關し、本法により救済することを得ざるものに就いては、見舞金制度その他の活用により遺憾なきを期すること。

(五) 国連の行為による特別損失の補償については、本法に準じ行政的措置をもつて完璧を期すること。

(六) 損失の調査、補償金の交付については、迅速的確を期し、且つ補償金額について予算上の制約等によりいやくも削減払い、補償繰延べ、若しくは補償停止等のことがないよう、各省間の緊密な協力關係を確立すること。

昭和二十八年六月三十日印刷

昭和二十八年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局